

ご存じですか？

障がいがある方への『合理的配慮』

「事業者」による合理的配慮が義務化されました

■ 厚生課 福祉係 (4/1 以降は福祉課 福祉係)

■合理的配慮とは？

合理的配慮は、障がいのある人※1から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。合理的配慮の内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

障害者差別解消法の改正で、令和6年4月より、国の行政機関や地方公共団体と同様に、事業者※2にも合理的配慮の提供が義務づけられました。

障がいのある人※1…身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身機能の障がいのある人で、障がい・社会的障壁によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人（障がい児も含まれます）

事業者※2…営利・非営利、個人・法人を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者やボランティア組織なども含まれます。

■例えばこんなことができます『合理的配慮』の提供

■ 段差がある場所では

電車の乗り降りや店舗の入り口など段差がある場所では、スロープを設置するなどして車いすの人を補助する



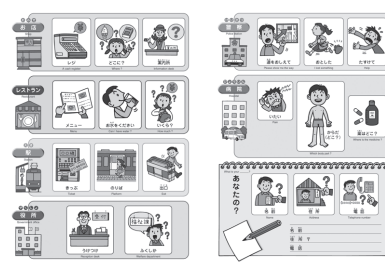
■ 予約は電話だけではなく

電話だけで行っている予約受付を、聴覚障がいのある人などのために、FAX やメールでも行えるようにする



■ 施設のフロアガイドでは

商業施設の案内所などで、知的障がいのある人などにわかりやすいように、フリガナのある文書や写真、イラストなどを使って説明する



▶ 合理的配慮の事例は内閣府の HP にあります

合理的配慮サーチ

検索



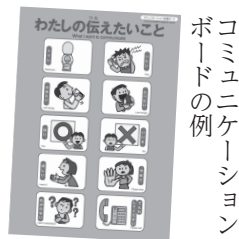
◀ 内閣府 HP

■市内事業所を対象に、合理的配慮関連物品等に対する購入支援を行います

小諸市では令和6年度、障がいのある人の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進していくために、市内事業所が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成します。



▲簡易スロープ



コミュニケーションボードの例

▶ 制度を利用できる事業者

市内に事務所または事業所を有する事業者

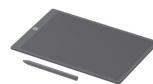
▶ 助成の対象となるもの

① コミュニケーションツールの作成費

上限 5 万円までは全額助成
点字メニュー・コミュニケーションボード・障がい者に配慮したチラシなどの作成費用

② 合理的配慮物品購入費

上限 20 万円までは全額助成
筆談ボード、簡易スロープ、聴覚障がい者接客用タブレットなどの購入費用



▲筆談ボード